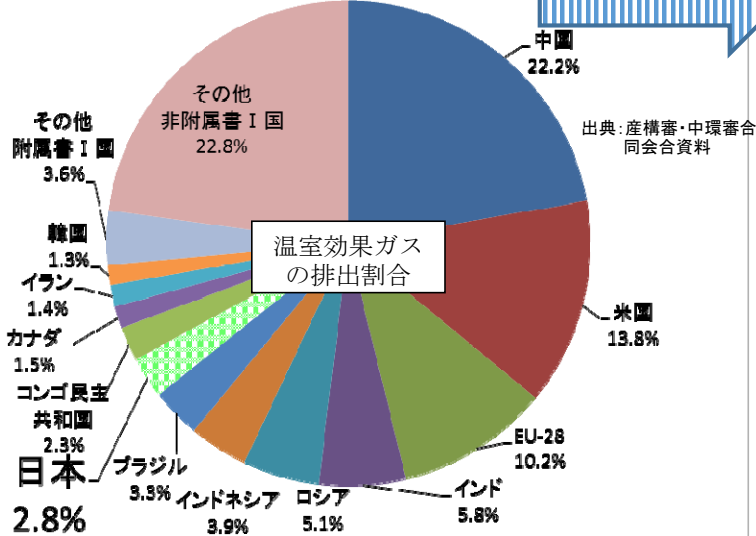


## 1. はじめに

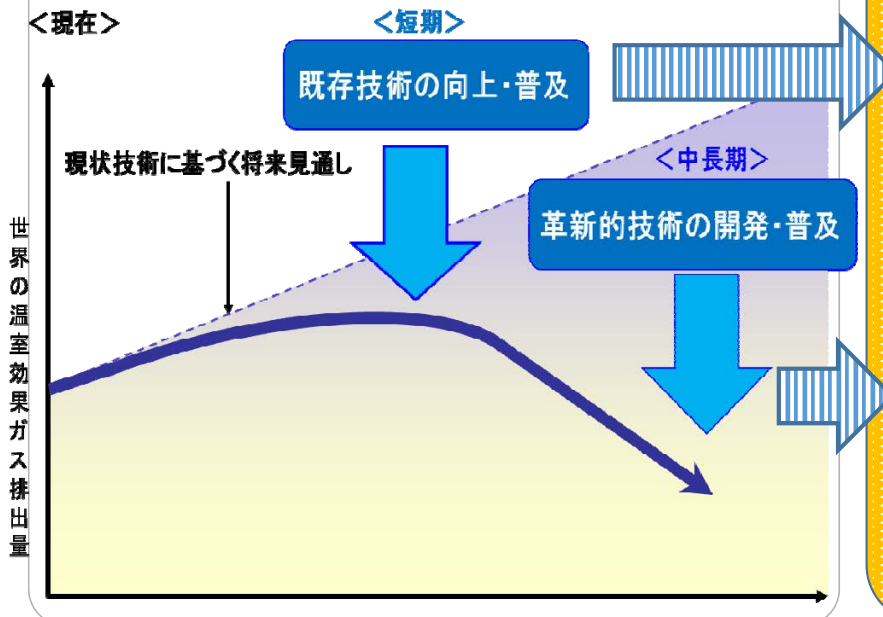
- (1) 本年末のCOP21に先立ち、各国が約束草案(目標等)を提出する見込み。
- (2) わが国でも、エネルギーミックスの検討状況等を踏まえながら、政府の審議会で検討中。
- (3) この機会を捉え、地球規模・中長期の視点から、日本の貢献策について、以下の通り提言。

## 2. 気候変動問題の解決に向けた道筋

### 温暖化は地球規模の課題



### 既存技術の向上・普及と革新的技術の開発・普及が必要



## 3. 実効的な国際枠組みの構築

(1) すべての主要排出国が責任あるかたちで参加する公平で実効ある枠組みを構築するため、以下が必要。

- ① 各国が主体的に目標を設定
- ② 先進国・途上国で共通のレビューを実施

(2) レビューでは、以下が求められる。

- ① 多角的な視点から実施(セクター別のエネルギー効率や限界削減費用等)
- ② 他国での削減への貢献や革新的技術開発への取り組みを正當に評価

## 4. わが国の貢献のあり方と国内対策

### (1) 海外での削減の推進

- ① セクター別の協力(GSEP等)を推進すべき。
- ② ODA、GREEN、二国間オフセット・メカニズム等を活用すべき。
- ③ 海外での削減貢献分の見える化を進め、わが国の地球規模での貢献を国際社会に訴える際に活用することが重要。

### (2) 革新的技術の開発

- ① 環境エネルギー技術革新計画等を政府一体で推進すべき。
- ② ICEFも活用してイノベーションの重要性を訴え、国際的レビューに活用されるよう働きかけるべき。

### (3) 国内政策のあり方

- ① 経済性を踏まえつつ、国内で最大限の努力を行うべき。
- ② 数値目標は国際的公平性、実現可能性、国民負担の妥当性を確保し、海外クレジットを含めずに設定すべき。  
国際的公平性は、目標達成の費用に着目すべき。特定の基準年比での削減率は、国際的公平性を検討する際の指標として不適切。  
わが国の数値目標を基準年からの削減率として示す場合は、今後の削減努力を示す観点から、できる限り直近の年を基準年として採用すべき。
- ③ 低炭素社会実行計画を政府の政策の柱に位置づけるべき。
- ④ 安全性の確保を大前提に原子力を最大限活用すべき。再生可能エネルギーは高コスト等の課題を解決した上で積極的に導入を図るべき。
- ⑤ 家庭部門対策として国民運動を強化すべき。
- ⑥ 民生・運輸分野の削減ポテンシャルの実現に向け取組むべき。

### (4) 気候変動への適応策

- ① 各省庁が専門知識を活かし、適応策も一つの観点として位置づけ、措置を講じるべき。
- ② 事業者に法的な責務を課すべきでない。

## 《国際的公平性・実現可能性・国民負担の妥当性確保のあり方》

### (1) 国際的公平性

- ① 過去の削減努力を適正に評価する観点から、目標達成の費用(限界削減費用、平均削減費用)に着目すべき。
- ② 国全体の排出量は産業構造に左右されるため、GDPあたり・一人あたりのエネルギー使用量やCO2排出量のみならず、セクター毎のエネルギー効率の比較も重要。
- ③ 特定の基準年比での削減率は、基準年以前の削減努力を反映しない、すべての国に公平な特定の基準年を設定することができない、等という問題点を抱えており、国際的公平性を検討する際の指標として不適切。
- ④ わが国の数値目標を基準年からの削減率として示す場合には、今後の削減努力を示す観点から、できる限り直近の年を基準年として採用すべき。1990年を基準年として採用することは、石油ショック後のわが国の削減努力が反映されないという極めて大きな問題があること、東日本大震災によりわが国のエネルギー供給構造の連続性は絶たれていることに留意すべきである。

### (2) 実現可能性

- ① 過去の政府の検討においては、省エネの進展度合や再生可能エネルギー導入割合が過大に見積もられがちであったが、現実的な想定とすべき。
- ② 各業種のエネルギー需要想定にあたっては、低炭素社会実行計画を踏まえるべき。同計画は経済性を確保した最大限の取組み。

### (3) 国民負担の妥当性

- ① 説明責任を果たすため、温暖化対策のために必要となる総コストを示すべき。
- ② 省エネルギー推進や再生可能エネルギー導入のコストに加え、持続可能な社会保障制度の構築等、負担を伴う他の重要課題との兼ね合いを考慮すべき。

## 《約束草案における海外クレジットの取扱》

- (1) 京都議定書第一約束期間には、海外クレジットの購入のため、巨額の国富が流出。海外クレジットを目標に盛り込み、同じ過ちを繰り返すべきではない。
- (2) 海外クレジットや二国間オフセット・メカニズムによるクレジットは、2020年以降の国際枠組みにおいて、プロジェクトから生じたクレジットを海外に移転した場合、実削減量から控除すべきか等の取り扱いが定まっておらず、特に、二国間オフセット・メカニズムについては、実際にクレジットが創出・移転されるかどうかは相手国の意向にもよる。このような不確実性があるクレジットを目標に含めることは、政府として責任のある姿勢とは言いがたい。
- (3) EUや米国が目標達成のために海外クレジットを使用しないとの意向を表明している中で、わが国の目標にクレジット分を含めることは、わが国の実削減に対する姿勢に国際的な疑念を生じさせかねない。
- (4) クレジット分を国の目標に組み入れ、達成すべき目標として位置づけてしまうことにより、二国間オフセット・メカニズムのプロジェクトを進めるにあたって不合理な条件を容認せざるを得ない事態を招く危険性がある。加えて、わが国が有力なクレジット購入先として見られ、国際交渉やクレジット調達の場合で無用のリスクを招来する懸念がある。